

令和 2 年 1 0 月 3 0 日
危険物保安技術協会
業務部業務課

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器に係る試験確認業務の開始について

令和元年度に「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討」（事務局 消防庁危険物保安室）が行われました。そのなかで、限られた人材を有効活用する方策として顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）において可搬式の制御機器を用いることが提言され、既に法令改正※（令和 2 年 4 月 1 日施行）が行われています。

※「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（令和元年総務省令第 67 号）

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について」（令和元年 12 月 20 付け消防危第 186 号）

これを受けて可搬式の制御機器を用いた給油許可についての技術基準が策定され、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 87 号）（以下「87 号通知」という。）が発出されました。

また、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」（令和 2 年 3 月 30 日付け事務連絡）で、セルフ給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る実証実験（概要）が紹介されました。

当協会では、従前よりセルフ給油取扱所において給油許可等の操作を行うためのセルフサービスコンソールの試験確認業務を行っており、今般示された 87 号通知等の技術基準等に基づき、可搬式の制御機器に関する試験確認を新たに追加するため、「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程（昭和 63 年 4 月 1 日危保規程第 4 号）」及び「固定給油設備等及びこれらの構成設備の型式試験確認実施要領（平成 10 年 3 月 11 日制定）」の一部を改正し、令和 2 年 10 月 30 日に業務を開始しましたので、お知らせいたします。

なお、当該業務規程及び型式試験確認実施要領は、下記によりダウンロードできますので、ご活用いただければ幸いです。

[「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程」](#)

[「固定給油設備等及びこれらの構成設備の型式試験確認実施要領」](#)

[【参考】機関誌「Safty & Tomorrow」記事](#)